

## 用語の解説

構成要素	用語	解説
枠外	ユニセフ	国際連合児童基金といい、世界中の子どもたちのために活動する国際連合の中の一つの機関
構成要素1	子どもの権利条約	世界中のすべての子どもたちが持っている“権利”について定めた条約。12条は自由に自分の意見を表明する権利について書いてある
	特定の属性がある子ども	障がいをもつ子ども、貧困や親からの愛情を受けられない子ども等（日本ユニセフ協会の定義による）
	パブリックコメント	市の計画や条例を決める際に、その案について、市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討すること
構成要素2	子どもの権利条約の4つの一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる権利：すべての子どもの命が守られること</li> <li>・育つ権利：もって生まれた能力を最大限に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け友だちと遊んだりすること</li> <li>・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働から守られこと</li> <li>・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること</li> </ul>
	子どもの貧困対策計画	子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を行う計画
構成要素3	総合計画	それぞれの自治体で作るもので、どのようにまちづくりをしていくかが盛り込まれた自治体のすべての計画の基本となる計画
	子ども家庭総合支援拠点	18歳未満のすべての子どもとその家庭、妊婦を対象に必要な支援や問題の解決に向けた手助けをするところ。令和4年度より子育て支援課に設置の予定
構成要素4	子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議	子どもにやさしいまちづくりを市全体として推進していくために定期的におこなっている会議
	ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目」	日本ユニセフ協会が、日本型の子どもにやさしいまち事業の基準を10項目設定している。1.子どもの参画から9.子どものための独立したアドボカシー活動等の9項目と、10番目は自治体独自が設定した評価目標である。各項目にはチェックリストがあり、市が実施する事業内容の点検・評価に用いる。
	とみやわくわく子どもミーティング	市民の声が届くまちづくりを進める市民協働課が、子どもにやさしいまちづくりの一環として開催している市民参加の会議。対象は小学5・6年生で、令和元年から11月20日の「世界子どもの日」を意識して開催しており、市長が直接小学生の意見を聴き、そこで出た意見を市政に反映する取り組み。
	PDCA サイクル	P=PLAN（計画）、D=DO（実行）、C=CHECK（評価）、A=ACTION（改善）を表し、この流れを繰り返す事によって業務の改善や品質の向上などを図っていくという手法

構成要素 5	制度的プロセス	制度として決まっている手順
	評価プロセス	評価をする過程
構成要素 6	予算の用途	予算の使い道
構成要素 7	子どもに関する報告書	自治体での子どもの現状を表す報告書。保育、教育、健康、遊び場等のデータや調査、出来事などを示したもの。
構成要素 8	人権擁護委員	地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうような取り組みの活動を行う役割の人
	意識醸成	気付いて変わっていくこと
構成要素 9	アドボカシー	権利を守り、大切にするための活動
	エヌピーオー NPO	民間の、営利を目的としない社会的活動を行う団体
	オンブズマン	市民に代わって行政の取り組みを外から監視して、必要に応じて、市民の権利や利益の侵害に対する調査をするところ
	子どもの権利コミッショナ ー	子どもの権利や利益が守られているか、独立した立場で監視する役割。また子どもの権利を守るために必要な法律の改善などを呼びかける人。